



○県道川越所沢線の供用の開始

正

書

課

 \equiv

(川越県土)

○埼玉県告示第七百二十九号中訂

札者等の公示

(政策調査課)

○埼玉県告示第五百六十一号中訂

正

り込み及び配布業務に関する落

示

目

次

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告 中央創 部創 造

東

造)

○上尾市原市北部第二土地区画整

○地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)

○平成十九年度埼玉県政世論調査 業務委託契約に関する入札公告

(広聴広報課)

○大規模小売店舗の変更に関する ○県意見に対する変更届出の公示 (商業支援課)

兀

○大規模小売店舗の変更に関する

四

○滑川町営土地改良事業鼻田沼地

五. 五.

)滑川町営土地改良事業南在家沼 地区(団体営ため池等整備事 の工事完了 (団体営ため池等整備事業) (東松山農林)

六

の工事完了

六

○さいたま県議会だよりの新聞折

申請のあった年月日

○埼玉県電子納品保管管理システ ム開発業務に関する一般競争入 (技術管理課)

○上尾市町谷第一土地区画整理組 理組合の理事の氏名及び住所の (市街地整備課)

合の理事の氏名及び住所の届出

○新座市野火止上北土地区画整理 組合の理事の氏名及び住所の届

○埼玉県収納代理金融機関の指定 の取消し |画整理審議会の委員の選挙期 (伊奈新都市建設事務所) (出納総務課)

○埼玉県収納代理金融機関の指定

○埼玉県議会広報テレビ番組制作 放送業務の随意契約に関する (政策調査課)

 \bigcirc \bigcirc

田県土)

 \bigcirc

告

(飯能県土) (東松山県土)

○埼玉県人事委員会訓令第三号中

訂正

総務給与課

 \equiv

六

九

○上尾都市計画事業伊奈特定土地 0

平成十九年五月十一日 埼玉県知事

上

田

清

司

埼玉県発行

○開発行為に関する工事の完了公

正

(商業支援課)

=

埼玉県告示第七百八十号

平成十九年五月一日

亦

ら、次のとおり申請書が提出されたので、 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 同条第二項の規定により公告する。 特定非営利活動促進法 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 (平成十年法律

 \bigcirc

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 インターネットを利用する方法 造センターにおいて備え置く方法並びに NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 NPO情報ステーション(http://www. (埼玉県 総務部

兀 援センター 称 申請に係る特定非営利活動法人の名 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人埼玉成年後見支

五 見、 地域の高齢者や障害者の福祉の増進に 寄与することを目的とする に関する支援、 目 この法人は、 定款に記載された目的 埼玉県さいたま市中央区八王子五丁 二番十四号 法定後見等の後見事務及びこれら 相談を行うことにより、 成年後見制度の任意後

埼玉県告示第七百八十一号

-1 -

第七号)第十条第一項の規定により特定 ら、次のとおり申請書が提出されたので 非営利活動法人を設立しようとする者か 同条第二項の規定により公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律

saitamaken-npo.net/))により縦覧に供す 造センターにおいて備え置く方法並びに 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 インターネットを利用する方法 NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創 NPO情報ステーション(http://www. なお、当該申請に係る定款、役員名簿 (埼玉県 総務部

平成十九年五月十一日

司

平成十九年五月 申請のあった年月日 埼玉県知事 日 上 田 清

称 申請に係る特定非営利活動法人の名 特定非営利活動法人楽市楽画

代表者の氏名

純二

四 埼玉県三郷市さつき平二丁目五番 主たる事務所の所在地

<u>Fi</u>. 定款に記載された目的 この法人は、 四〇三号 地域環境・社会に対し

間を感興的に美しく彩るとともに、住 康維持等に関する事業を行い、都市空 ヒートアイランド現象の抑制・健 兀

与することを目的とする みやすく、持続可能な環境の醸成に寄 | 五

埼玉県告示第七百八十二号

非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 同条第二項の規定により公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたので、

る saitamaken-npo.net/)) により縦覧に供す 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 NPO情報ステーション(http://www 造センターにおいて備え置く方法並びに 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 インターネットを利用する方法 NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 、総務部 (埼玉県

平成十九年五月十 <u>·</u> 日

埼玉県知事 田 清 司

平成十九年五月七日 申請のあった年月日

称 申請に係る特定非営利活動法人の名

三 代表者の氏名

特定非営利活動法人吉川みち案内

主たる事務所の所在地

眞矢子

埼玉県吉川市栄町七百八十二番地

В

─九○三号

定款に記載された目的

ざまな支援を行い、

市民・企業・行政との協働のもとさま この法人は、広く一般市民を対象に 地域に根ざした市

> 魅力ある地域社会の創造と活性化に寄 与することを目的とする。 民活動や市民事業の自立的発展を促し、

埼玉県告示第七百八十三号

查法 (昭和二十六年法律第百八十号) として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。 熊谷市、秩父市、本庄市、深谷市及び日高市における地籍調査の成果を、 第十九条第二項の規定により国 土調査の成果

国土調

平成十九年五月十一日

| 行っ | |
|----------|--------|
| 調査を | |
| | |
|) | |
| j | |
| ΄ | |
| | 埼玉県知事 |
| <u> </u> | 知 知 |
| 1 | |
| | 上 |
| j | 田 |
| £ . | 清 |
| - | 司 |
| | |
| | • |

| 日高市 | 深谷市 | 本庄市 | 秩 父 市 | 熊 谷 市 | た者の名称 |
|-----------|----------|-----------|-------------|---------|----------|
| 平成十八年 | 平成十八年 | 平成十八年 | 平成十八年 | 平成十八年 | 行った時期 |
| 地籍簿 二十枚 | 地籍簿 二十七枚 | 地籍簿 一冊 | 地籍簿 二十八枚 | 地籍簿 十三枚 | 成果の名称 |
| 日高第三十四 | 深谷第二十六 | 本泉第十一 | 塩平 | 小島二 | 調査を行った地区 |
| 五月七日平成十九年 | 五月七日年 | 五月七日平成十九年 | 五月七日年 | 五月七日年 | 認証年月日 |

埼玉県告示第七百八十四号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上. 田 清 司

調准

(1) 購入等件名及び数量 平成19年度埼玉県政世論調査業務委託

調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による

> | "

(2)

履行期限 平成19年10月31日 (水)

3

(4) 履行場所 県内全域

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 競争人札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「世論調査業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 過去3年間において、国又は地方公共団体での世論調査の実績があること(世論調査とは意識調査を指し、単なる実態把握調査は除く。)。
- (5) 管理職や事務職のほかに調査職の従業員を常時配置し、円滑に連絡調整がとれ、調査員への指示等についても速やかに対応できる体制が執れること。(6) 本委託契約の実施に支障のない人数の面接調査員が確保できること。
- 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部広

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 - 埼玉県庁別館地下1階広聴 広報課第2分室

中平

-

(4) 入札・開札の場所及び日時

平成19年5月18日

(金)

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁別館地下1階広聴 広報課第2分室

上本

平成19年 5 月25日 (金)

- その句
- (1) 人札保証金及び契約保証金
- 入札保証金

入札者は、見積金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除す

契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札者に要求される事項

(2)

- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- イ 入札者は、上記 3 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ

入札の無効

ばならない。

- 次に掲げる入札書は、無効とする
- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- 契約書作成の要否

5 落札者の決定方法

で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内

6) 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

埼玉県告示第七百八十五号

埼玉県知事 上 田 清

届出の概要等

平成十九年五月十一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー川口店

川口市飯塚二丁目一番十一号

変更の概要

口

大規模小売店舗の名称及び所在地の変更

(変更前)

オーケー川口西店

川口市飯塚二丁目百五十の一番外

司

埼玉県告示第七百八十六号

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 出の概要等について、同条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定による届

平成十九年五月十一日

司

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) イオン上里ショッピングセンター

(変更後)

オーケー川口店

川口市飯塚二丁目一番十一号

ハ 変更年月日

平成十九年三月二十日

平成十八年十二月十八日 (所在地)

_ 届出年月日

平成十九年四月十六日

縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

縦覧場所

三

埼玉県中央産業労働センター 埼玉県産業労働部商業支援課

兀 意見書の提出

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に 大規模小売店舗立地法第八条第二 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

口 変更の概要 児玉郡上里町大字金久保字蓮山三百五十九番ほか

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) (変更後) 駐輪場九箇所 駐輪場六箇所 位置 位置 図面省略 図面省略 収容台数 収容台数

届出年月日

縦覧期間 平成十九年四月十七日

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

埼玉県告示第七百八十七号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一 項の規定による届

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

熊谷市本石二丁目百三十五番外

変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名変更

(変更前)

株式会社マイカル 管財人 岡田元也

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

(変更後)

株式会社マイカル 代表取締役 岡田元也、 代表取締役 川本敏雄

> ハ 変更年月日

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

平成十八年五月十七日外

二 届出年月日

三四〇台 六七五台

平成十九年四月二十四日

_ 縦覧期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

兀 意見書の提出 一項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

大規模小売店舗立地法第八条第二

対し、意見書の提出により、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十八号

出の概要等について、 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届 同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上 \coprod 清 司

届出の概要等

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

せんげん台パークタウンショッピングデパート

越谷市千間台西三丁目二番十二外

口 変更の概要

外十社

大規模小売店舗において小売業を行なう者の氏名又は名称及び住所並びに法

株式会社マイカル 管財人 岡田元也、 管財人 人にあっては代表者の氏名

(変更前

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号 瀬戸英雄 外十五社

株式会社マイカル

(変更後)

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一 代表取締役 岡田元也、 番三十号 代表取締役 川本敏雄

変更年月日

平成十八年五月十七日外

届出年月日

平成十九年四月二 一十四日

縦覧期間

三 縦覧場所

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

O)地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書提出期間

平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで

意見書提出先

口

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百八十九号

ŋ 土地改良法 滑川町長から土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第 項の規定によ

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

> 事 業

滑川町営土地改良事業 (団体営ため池等整備事業)

_ 地 区

滑川町大字鼻田沼地区

三 工事完了年月日

平成十九年三月三十日

外十三

埼玉県告示第七百九十号

土地改良法 滑川町長から土地改良事業の工事を完了した旨の届出があった。 (昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第 項の規定によ

平成十九年五月十一日

り、

埼玉県知事

上

 \mathbb{H}

清

司

事 業

滑川町営土地改良事業 (団体営ため池等整備事業)

地 区

滑川町大字南在家沼地区

三 工事完了年月日

平成十九年三月三十日

埼玉県告示第七百九十一号

般競争入札に付する。

平成十九年五月十一日

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清

司

調達内容

 $\widehat{1}$ 購入等件名及び数量

電子納品保管管理システム開発業務 | 뭐

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

契約日から平成20年 3 月28日(金)まで -------

(4) 履行場F 埼玉県J

埼玉県県土整備部技術管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方法により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行することを証明した者であること (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 入札書の提出場所等
-) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部技術管理課建設IT担当 荻原健次 電話048-830-5199(直通)

2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から平成19年6月5日

この公告の日から平成19年6月5日(火)の午前9時から午後5時までの間上記(1)の交付場所において交付する。

() 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

平田

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館2階203会議室

 (4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 ア あて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 備部技術管理課建設IT担当
イ 受領期限 平成19年6月20日(水) 午後5時(必着)

埼玉県県土整

平成19年6月21日 (木)

その缶

J

提出方法

書留郵便によること

<u>1</u>

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

入札保証金及び契約保証金

(2)

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札者に要求される事項

(3)

- ・ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年6月6日(水)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 、 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。
- (4) 入札の回数
- ア 再度入札は1回までとする。
- イ 初度入札に参加しなかった者は 再度入札に参加することができない。

- 入札の無效
- 次に掲げる入札書は、無効とする
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

(6)

3 提出書類

案書等を提出すること。 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提

- 8 落札者の決定方法
- 者を落札者とする。 る総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定め
- (ア) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105 分の100を乗じて得た額の範囲内であること
- (イ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表の必須項目をすべて満たして
- 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を 落札者とし、それでも同じ場合にはくじにより落札者を決定する. 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点
- 9

を行った者を落札者とするか否かを決定する。) 設定する。(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上当該入札

(10) 手続における交渉の有無

(11) 競争入札参加資格の付与

を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(048-830-5775(直通) 本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類 -9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号)に提出すること 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、あらかじめ

(12) 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

(13) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

1

Nature of Service Required: Development of an Electronic Delivery and placed via electronic bidding. Storage Management System with the function for downloading data of orders

In person; 10:00 am, June 21, 2007 Deadline for Submissions: By mail; 5:00 pm, June 20, 2007

Contact Point for More Information: Technical Management Division, Land Development Department, Saitama PrefecturalGovernment.

(3)

(2)

Telephone. 048-830-5199 Takasago 3–15–1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330–9301

| (1945年、本版を目的で書類に、また、日の歌やや中央を含ましたシテナル五本の影響につい、は は、表記・1940年の日から、日本の歌をからいとなった。日本の歌をいるの歌をいる。人名 は、書記・2941年の日本の歌をは、日本の歌をいるの歌をいる。人名 (1948年の日本の主ない。日本の歌をできる。日本の歌をいるの歌をいるの歌をいるの歌をとしている。 (1948年の日本の主ない。日本の歌をできる。日本の歌をできる。日本の歌をでは、日本の歌をでは、日本の歌をでは、日本の歌をでして、日本の歌をできる。日本の歌をををきる。日本の歌をををををををををををををををををををををををををををををををををををを | その市 | | |
|--|----------|---------------|----------------------|
| | その街 | | |
| | ł) | | |
| W 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | | | |
| | | 発注図書登録 | 380 |
| | 剪 | | |
| | 1 | | |
| | | | 1 |
| | | その街 | (電子配布機能) |
| | | | ı |
| | ステム連携 | 台帳名管理及びシステム連携 | |
| | | | |
| | 保管情報の取得 | 保管 | |
| | | | |
| | 保管情報の閲覧 | 架管 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 地図表示 | | |
| | | 利活用 | |
| | | | |
| | | | |
| | 保管情報の検索 | 宋郎 | |
| | | | |
| | | | |
| | 保管情報の取得 | 保管 | |
| | | ¥ n | |
| ~ | 登録情報の管理 | | |
| ~ | | | |
| ~ · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
| HR " | 効率的な登録 | 登録 効理 | |
| | | | |
| - A - V | | | 各システムの要件 (保管管理機能) |
| | 平 水 | 拡張性要件 | |
| | -ビスレベル要件 | サービス | |
| | 全般 | 提案内容全般 | |
| | | 1 | 全般的事項 |
| 野子 華華 華子 東京 | 評価項目 | | 評価要素 |

(別添)

大川原 田本山山川田村田 僖三夫 和 市 枝 薫 同同同同同同同同 同 同 同同同同 同 同 同 同 同 同 同

二二三四番地八

一五三一番地六

二二六七番地

村野中中関島木神

泰

同

同

五〇七番地 一一〇四番地

退任した理事の氏名及び住所 喜四司 上尾市大字原市一 五三〇番地

二一五六番地三 五〇七番地 五一二番地

埼玉県告示第七百九十二号

平成十九年五月十一日

次のとおり公告する。 上尾市原市北部第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

埼玉県知事 上 田 清 司

| 1 000 | | 供着酒 | |
|--------------|----|---|--------------------|
| 20 | | 仕株書のシステム構成の要件に即したハードウェア等が記述しているか、また、構成機器の製品等は、業界標準に準拠していることがわかるよう、根拠を示し記述している。 | 想定されるハードウェア等 53 |
| (20 | | | (|
| 10 | 必須 | 同等の業務における知識及びシステムの設計及び開発、構築実績がある。 | 導入実績及び経験 52 |
| 30 | 必須 | 事例や経験を基にしたリスクを予見し、安全性及び安全性を保証する対策を記述している。 | 危機管理等 51 |
| 40 | 必須 | 業務開始当初から契約期限までの全体及び各工程のスケジュールを詳細に記述している。 | 50 |
| | 必須 | 本業部の開発体制を具体的に記述しているか、始結實生者や開発担当者の社会、語署名、職名、氏名、経験等が記述されているか、素別本語しな自分担が記述されているか、まだ人工来が 実施すべき業務との関連付けが砂値に記述されている。 | 責任者及び業務遂行体制 |
| (80 | | | (システム開発の実施体制) |
| 10 | | その他、開発・移行・導入・保守運用について有益な提案、記述がある。 | その街 48 |
| | 必須 | 平成20年度以降の経費(平成20年度から平成23年度まで)が低廉である。 | 47 |
| 140 | 必須 | 平成20年度以降(平成20年度から平成23年度まで)の経費の見積額及び積算根拠について 明確に記述されている。 | 今後の開発経費及び運用経費見積 46 |
| | 必須 | ソフトウェア[こり)で、選用期間中支撑が5ライセンスを保持し、維持的なソフトウェア保守が行うことができ、電子物品要領等の改訂に伴い、容易にシステム改修が行える構造となっている。 | 保守運用計画について 45 |
| | 必須 | 保守運用に関する実現方法が具体的に記述されている。 | 44 |
| | 必須 | 埼玉県の現状を踏まえたシステム導入に当たっての研修計画が具体的に記述されている。 | システムの導入計画について 43 |
| 50 | 必須 | 開発方法や構築方法に関する実現方法又は実現に向けた詳細な検討施策等が具体的に提案されている。 | 開発計画について 42 |
| | 必須 | 本システムの品質を確保するためのテストの考え方及びテスト実施方針について具体的かつ 的確に記述している。 | テスト方針 41 |
| (200 | | | (開発、移行、導入、保守運用) |
| 10 | | その他、発注図書の登録及び閲覧について有効な提案、記述がある。 | その他 40 |
| 40 | 必須 | 発注図書の閲覧側画面イメージは入札情報公開システムの画面イメージに合わせること。 | 39 |
| | 必須 | 指名競争入札においては、指名業者のみがダウンロードできる。 | 47 - 1 - 1 - 38 |

土

ゑ

上尾市大字上二八番

大久保 新 矢 柳 村中中関 吉 矢 清 黒 河 内 埼玉県告示第七百九十三号 鈴 島 島 木 大川原 上尾市町谷第一土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、 とおり公告する 土地区画整理法 平成十九年五月十一 部 水 須 西 田 退任 部澤 \coprod 村 \blacksquare 就任した理 羽 田山山川 田 喜四司 僖二 敏 利 溢 武 康 道 基 要 和 道 基 林 清 泰 英 た理事の氏名及び住所 夫 久 男 雄 薫 政 守 水 政 久 功 枝 夫 事 の氏名及び住所 (昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により 同 同 同 同 同 同 同 上尾市大字上五九番地 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 上尾市大字原市 尾市大字原市二二五三番地 日 同二九番地 同一二番地 同六〇番地 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 一六番地五 二三〇七番地 四 三六七〇番地 一五三〇番地 |三〇七番地 三五三番地 二二六七番地 | 五六番地三 番地 三四○番地 五〇七番地 五三一番地六 Ŧi. 五〇七番地 番地 二二番地

埼玉県知事 上 田 清 司

> 村 増

田 田

治 次

同 同

同

同 同 同

同六〇番地 同五一番地 同三一番地一

正

<u>Ŧ</u>i.

山

次

野 土 清 清 大久保 山村 増 野 野 野 野 野 H 黒 加 内 新 日 水 須藤 田井 就任した理事の氏名及び住所 崎 本 坂 屋 水 田田本 本 坂 屋 よし子 保 利 健 勝 ゑ 敏 利 林 武 清 泰 雄 正 保 利 健 勝 雄 年 13 守 夫 水 弘治 次 雄 雄 年 17 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 上尾市大字上七番地 同 上尾市大字上五九番 同 上尾市大字上七番地 市神明 市神明二丁目一〇番一六号 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 二丁目八番一 同五一 同一二番地 同六〇番地: 同五一番地 同三一番地 二丁目八番 同 同 同六〇番地 同三二番地 同一六番地五 一丁目一〇番一六号 一六番地九 一六番地九 一八番 四 一番地三 一番地 地 地 四号 一四号 Ŧi.

埼玉県告示第七百九十四号

次のとおり公告する 新座市野火止上北土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第二十九条第一項の規定により

平成十九年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

髙 獅 島 髙 關 島 子倉 橋 \Box 就任した理事の氏名及び住所 則 泰 良 康 和 敏 弘 新座市野火止五丁目 同 同同 同 同 同同同同 同 五丁目 五丁目 五丁目 五丁目 五丁目六番一三号 一〇番二二号 一〇番二〇号 一〇番一五号 一〇番二一号 一〇番一七号

_

収納事務取扱店舗の範囲

山形県山形市旅篭町三丁目 株式会社きらやか銀行 金融機関の名称及び位置

番

三号

三

平成十九年五月七日 収納事務取扱開始年月日 埼玉県内に所在する店舗

埼玉県告示第七百九十五号

月十九日と定めた 審議会の委員の選挙期日を平成十九年八 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理 令第四十七号) 第十九条の規定により 土地区画整理法施行令(昭和三十年政

する選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧 に供する。 なお、同令第二十条の規定により作成

平成十九年五月十一日

三

埼玉県知事 田 清 司

縦覧期間

人の解散

株式会社殖産銀行との合併による法

平成十九年七月十一日まで 平成十九年六月二十八日から

午前八時三十分から午後五時まで 縦覧時間

縦覧場所

埼玉県伊奈新都市建設事務所

埼玉県告示第七百九十六号

第十六号)第百六十八条第四項の規定に 地方自治法施行令(昭和二十二年政令

基づく収納代理金融機関の指定を次のと

おり取り消した。

埼玉県知事

金融機関の名称及び位置

株式会社山形しあわせ銀行

山形県山形市旅篭町三丁目1

取消しの理由 取消年月日 平成十九年五月六日

埼玉県告示第七百九十七号

年政令第十六号) た。 規定に基づき、平成十九年五月七日に収 納代理金融機関として次のとおり指定し るため、地方自治法施行令 埼玉県の公金の収納事務を取り扱わせ 第百六十八条第四項の (昭和二十)

平成十九年五月十一日 埼玉県知事 上 田

清

司

平成十九年五月十一日

田 清 司

一番三号

送業務 1番組 埼玉県議会広報テレビ番組制作・放

2 名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

Щ÷ 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

随意契約の相手方の氏名及び住所 随意契約の相手方を決定した日 平成19年 4 月 2 日

ま市浦和区常盤6丁目36番4号 契約金額

6 契約の相手方を決定した手続

6

契約の相手方を決定した手続

埼玉県告示第七百九十八号

示する。 の相手方を決定したので、次のとおり公 適用を受ける調達について、 WTOに基づく政府調達に関する協定 随意契約

平成十九年五月十一日 購入等件名及び数量 埼玉県知事 上 田 清 司

目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担

株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいた

 $^{\circ}$

31,907,400円

 σ

随意契約

第1項第1号に該当 の調達手続の特例を定める政令第10条 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務

埼玉県告示第七百九十九号

決定したので、次のとおり公示する。 の適用を受ける調達について、 WTOに基づく政府調達に関する協定 平成十九年五月十一日 落札者を

及び配布業務 2,339千部×4回 購入等件名及び予定数量 さいたま県議会だより新聞折り込み 埼玉県知事 田 清 司

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

Щ÷ 目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

落札者の氏名及び住所 平成19年 4月 3日 落札者を決定した日

ま市浦和区岸町6丁目12番11号 落札金額 株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいた

消費税抜き1部当たりの単価) 消費税抜き1部当たりの単価 4ページ物3.96円(消費税及び地方 8ページ物6.81円(消費税及び地方

| 半成 1 | 9年5月1 | 1 日(金曜日) | | 平 权 | 第1874号 |
|--|---|---|--|--|--|
| 三 開発区域に含まれる地域の名称飯整第一八〇〇六一号平成十九年五月八日 | 二 検査済証番号 指令飯整第一八〇〇三五〇号 平成十八年九月二十一日 | 一 許可番号 根 岸 功埼玉県飯能県土整備事務所長平成十九年五月十一日 | の開発行為に関する工事が完了したので、号)第三十六条第三項の規定により、次号)第三十六条第三項の規定により、次一号 | 線名 | 7 入札の公邸や行った田 一憲鬻⊕入札 一憲鬻⊕入札 一憲鬻⊕入札 一憲鬻⊕入札 一憲鬻⊕入札 一憲鬻⊕入札 一元 1 1 1 1 1 1 2 3 3 4 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 |
| 埼玉県東松山県土整備事務所長平成十九年五月十一日公告する。 | の開発行為に関する工事が完了したので、号)第三十六条第三項の規定により、次都市計画法(昭和四十三年法律第百 | | 郡 許 一 郡 } | (ただし、関係図面に表示する部分に限田五七〇番一地先から同市大字今福字風開 始 の 区 間 | 除図面は、平成十九年五月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境の供用を開始する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六 | 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 五 比企郡小川町大字腰越字南五八八― 開発区域に含まれる地域の名称第一九〇〇一二号 | | 平成十九年五月十一日正午 県川越県土整備事件 用 開 始 の 期 日 備 | ・ |
| 比企郡吉見町大字大串字上宿七五九三 開発区域に含まれる地域の名称第一九〇〇一〇号 | 平成十九年五月七日 一 検査済証番号 | 平成十九年四月二十日 一 許可番号 谷 口 建 一 平成十九年五月十一日 | 十八号 都市計画法(昭和四十三年法律第百 の開発行為に関する工事が完了したので、 公告する。 | 域) 横 著称所長告示第三号で告示した道路予定区県川越県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区延長二七一・二〇メートル(平成十九年二月十三日付け埼玉備 考 | 埼玉県川越県土整備事務所長 堀 本 一 夫務所において一般の縦覧に供する。 |

301

路

線名小島太田線

点妻沼町大字小島 妻沼町大字弥藤吾

熊谷市弥藤吾 熊谷市妻沼小島 妻沼小島太田線

正

発行日

火曜日・金曜日

購読料金

料

金 を

含 兀

年 便

四万三千

百

毎

週

考 群馬県多野郡鬼石町 点 神泉村大字矢納

群馬県藤岡町浄法寺

神川町大字矢納 矢納浄法寺線

289

路線名矢納鬼石線

起

303

| | 埼ェ | | 四 |
|---|-------------------|--------------------|-----------------|
| 7 | 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三 | 砂生 真一 北本市本宿五丁目四五—二 | 開発許可を受けた者の住所及び氏 |

の開発行為に関する工事が完了したので 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次 兀

平成十九年五月十一日

遠 山

正人

+ 名 許可番号 検査済証番号 平成十九年四月十九日 指令行整第一八〇〇二五 埼玉県行田県土整備事務所長 並

一号

木

孝 之

平成十九年四月二

十七日から

正

十七日から

三 開発区域に含まれる地域の名称 平成十九年五月一日第一号

五六、一五七、一五八 北埼玉郡騎西町大字西ノ谷字東浦

開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市登戸三二一番地二

誤

埼玉県告示第五百六十一号(平成十九

年四月一日号外第十七号)

中訂正

ページ

表中 路線番号

| 303 | 30 |)1 | | 289 | |
|----------|---------|---------|-----------|---------|--------|
| 起 | 起 | 路 | 備 | 起 | 路 |
| | | 線 | | | 線 |
| 点 | 点 | 名 | 考 | 点 | 名 |
| 妻沼町大字弥藤吾 | 妻沼町大字小島 | 小島太田線 | 群馬県多野郡鬼石町 | 神泉村大字矢納 | 矢納鬼石線 |
| 熊谷市弥藤吾 | 熊谷市妻沼小島 | 妻沼小島太田線 | 群馬県藤岡町浄法寺 | 神川町大字矢納 | 矢納浄法寺線 |

年四月二十七日第千八百七十号)中訂正 埼玉県告示第七百二 一十九号(平成十九

ページ 下 三十 行 平成十八年四月二 誤

発行者

一十九

上 七

誤

十七日から 平成十八年四月二

平成十九年四月

正

十七日から

九年三月三十日号外第十号) 中訂正 埼玉県人事委員会訓令第三号

ページ 十六 段 上 後ろから二

昭和四十二年

正

昭和四十三年

二十八

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八一八二 四 一(代表) 埼玉県報ホームページアドレス

http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm

印刷所 さいたま市南区別所三― 関 ○四八 東 一八六二—二九〇一 図 書 株 式 (代表) 会

社